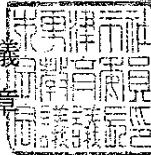




平成29年3月16日

木更津市教育委員会 様

木更津市社会教育委員会議  
議長 蘇我芳章



公民館使用料の今後のあり方について(建議)

本市公民館は、これまで木更津市公民館設置及び管理運営条例第10条第2項に基づき、「使用料は無料」（目的外使用は除く）とされてきました。

平成27年3月「木更津市第5次行政改革大綱」が策定され、「安定的な財源確保」のために「受益者負担の適正化を目指した使用料・手数料の見直しに取り組む」ことが明記されました。

さらに、その実現のための「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」（平成28年5月）が策定され、社会教育施設（公民館も含む）も見直しの対象であることが示されたことから、本会議では、平成28年9月28日に開催された平成28年度第2回定例会、12月20日に開催された第3回定例会、さらに平成29年1月16日には臨時会を設け、3月16日の第4回定例会と4回にわたり、社会教育施設のうちの公民館使用料のあり方について協議を重ねてきました。

今回、その協議の結果を、本会議の意見として取りまとめましたので、ここに建議いたします。



## 1 協議の経過

公民館使用料の今後のあり方を協議するにあたっては、木更津市のこれまでの公共施設の整備経過、今後の建て替えや維持に係る費用、将来の人口推計、財政状況の変化等の資料をご提供いただきながら検討を重ねました。

「なぜ、いま使用料を見直すのか（有料化を進めなければならないか）」について、市の考え方を慎重に見極めるとともに、平成28年12月に木更津市立公民館運営審議会から教育委員会へ提出された『「使用料・手数料等の見直しに関する基本方針』における公民館の使用料等の見直しについて』の要望書に書かれた懸念事項にも配慮し、使用料の問題だけでなく、委員それぞれの「公民館に対する思い、これからに対する期待」も含めて協議し、本会議として、さまざまな意見を参照した上で、大局的に判断することを申し合わせました。

## 2 使用料のあり方にかかる考え方の視点（公共施設に係る状況を踏まえて）

木更津市では、昭和40年代から50年代に集中的に整備してきた公共施設が、今後30年の間に建て替え時期を迎えます。それは、社会教育施設も例外ではありません。建設から40年を経過する公民館もある中で、建物の老朽化、耐震性能への心配は多くの市民が危惧してきた課題でもありました。

木更津市の人口は、現在増加傾向を示しているものの、10年後には減少に転じることが見込まれ、財政規模の現状維持も難しくなります。さらには高齢化に伴い、歳出における社会保障費（扶助費）の割合が格段に増加し、かつて公民館が次々に建設された頃に比べて、公共施設の整備（維持も含む）に充当できる予算は減少しています。

公民館は、誰もが利用しやすいように、無料であることが望ましいことは言うまでもありません。しかし、公民館を維持するためには、当然多くの費用がかかり、現状を維持するためには、さまざまな条件を考慮する必要があることも理解しなければなりません。それは俯瞰的、長期的視野で判断されるべきものです。

基本方針にあるような「受益者負担」という表現は公民館には馴染みませんが、木更津市全体の利益を鑑み、公民館が持続的によりよく維持されることを考慮しての利用者の使用料負担はやむを得ないものと考えます。

### 3 協議のまとめとして

一方で、「使用料の見直し」は多くの弊害や後退につながる懸念をはらんでいることも否めません。

団体等の活動における新たな費用負担により、会の運営が難しくなること、また、利用者と市との関係が行政運営のパートナーからサービスの享受者となり、長年にわたって築いてきた本市の社会教育活動の衰退につながることなどを、利用者並びに関係者は危惧しています。

本会議としては、公民館使用料のあり方について、市の方針として示された「使用料・手数料等の見直しの方針」を容認するという結論に達するのですが、公民館使用料を原則有料とする場合であっても、その収入は、利用者の目に見える形で、公民館運営に活用されること、また、利用者の負担が過度にならないような料金設定、減額免除等のご配慮をお願いいたします。その際には、関係者から意見を聴取していただくことを切望いたします。

### 4 結びに

私たちは、木更津市の公民館が、単なる貸館だけの“ハコモノ”ではなく、「主催事業は無料であること」を堅持しながら、地域課題・生活課題を踏まえた学習機会の提供に取り組み、住民の自主的学習活動を支援する社会教育施設であり続けることを願っています。

さらに、公民館が教育機関として、市が直接責任を持って運営していただくべき施設であることは言うまでもありませんが、これからは特に、市民と協力して地域を総合的にデザインできる職員の配置・育成にも努め、まちづくり・地域コミュニティ形成の拠点としての役割を充実させていただくよう要望するものです。

この「見直し」が「公民館のあり方」を改めて考える好機であると捉え、本市の社会教育の核となる公民館がますます発展することを願い、協議のまとめとして建議いたします。